れる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合　財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　同号に定める者に類する者

2　銀行法施行令第四条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあつては、金融庁長官が定める者を除く。）とする。

一　前項第一号に掲げる場合　受信者連結基準法人等の関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）

二　前項第二号に掲げる場合　前号に定める者に類する者

第十三条第一項中「第四条第四項第一号」を「第四条第六項第一号」に改め、「資金の貸付け又は手形の割引のうち」を削り、「貸出金勘定」を「次に掲げる勘定」に改め、同項に次の各号を加える。

一　コールローン勘定

二　買現先勘定

三　貸出金勘定

第十三条第二項中「第四条第四項第二号」を「第四条第六項第二号」に改め、「されるもの」の下に「及び金融庁長官が別に定めるもの」を加え、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　銀行法施行令第四条第六項第三号に規定する出資として内閣府令で定めるものは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定又はその他の証券勘定として計上されるもの（その他の証券勘定として計上されるものについては、外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの（次項において「外国法人の発行する株式等」という。）に限る。）とする。

4　銀行法施行令第四条第六項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの及び金融庁長官が別に定めるものとする。

一　現金預け金勘定のうち預け金勘定

二　債券貸借取引支払保証金勘定

三　買入手形勘定

四　買入金銭債権勘定

五　商品有価証券勘定（特定取引勘定設置長期信用銀行以外の長期信用銀行に限る。）

六　特定取引資産勘定（特定取引勘定設置長期信用銀行に限る。）

七　金銭の信託勘定

八　有価証券勘定のうち短期社債勘定、社債勘定又はその他の証券勘定（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）

九　外国為替勘定

十　その他資産勘定のうち次に掲げる勘定

イ　先物取引差入証拠金勘定

ロ　先物取引差金勘定

ハ　金融商品等差入担保金勘定

ニ　リース投資資産勘定（法第六条第三項第十三号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）

第十三条の二第一項中「銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人」を「同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）」に、「第十三条の五第二項」を「第十三条の五第二項第一号」に改め、同項第三号中「株式又は出資が財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券であつて、」を「出資又は同条第四項第四号、第七号若しくは第八号に掲げる勘定に計上されるものの」に改め、同項第四号中「前条第四項第一号」を「前条第四項第八号」に改め、同項第五号中「前条第四項第一号から第四号までに掲げるもの」を「前条第四項各号に掲げるもの及び同項の金融庁長官が別に定めるもの」に改め、同条第三項を削る。

第十三条の三第一項中「第四条第七項第二号」を「第四条第九項第二号」に改め、同条第二項中「第四条第七項第四号」を「第四条第九項第四号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　その他金融庁長官が適当と認めるやむを得ない理由があること。

第十三条の四を次のように改める。

（当該長期信用銀行と特殊の関係のある者）

第十三条の四　銀行法第十三条第二項前段に規定する当該長期信用銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　当該長期信用銀行の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

二　当該長期信用銀行の関連法人等（銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいい、金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

第十三条の五第五項を削る。

第十三条の六第一項中「第四条第十項第五号（銀行法施行令第十六条の二の三第五項において」を「第四条第十二項第五号（銀行法施行令第十六条の二の三第四項において読み替えて」に改める。

第十三条の七第一項中「（同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項ただし書中「同項」を「銀行法施行令第四条第二項第一号」に改め、同条第二項ただし書中「の子法人等」の下に「（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）」を加える。

第十三条の八第二号中「関連法人等」の下に「（銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）」を加える。

第十八条の三第三号ニ中「（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）」を削る。

第二十五条の二の二十二第三項中「出資の額」の下に「、劣後特約付金銭消費貸借（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。以下同じ。）による貸付けの額及び劣後特約付社債（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。以下同じ。）の引受けの額」を加え、同条第七項を削る。

第二十五条の五の二第一号中「（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。次条第一項及び第二十六条第三項において同じ。）」を削り、同条第二号中「（銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）」を削る。

第二十五条の八の二第一項第四号ニ中「（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）」を削る。

第二十六条第一項第十九号中「（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。第二十一号及び第三項において同じ。）」及び「（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。第二十一号及び第三項において同じ。）」を削る。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第十一条第三項」を「第十一条第五項」に改める。

第六十四条第五項第十三号中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第百五条中「、投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加える。